

鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光客が本市を代表する観光地等を周遊するための二次交通の手段を確保する事業を支援することにより、本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助事業を開始する10日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 第2条に規定する交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行します。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助事業		2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
区 分	内 容			
観光客二次交通 運行支援事業	観光客を乗せて観光 地等を周遊するタク シーの運行及び広報 に必要な事業	鳥取ハイヤー共 同組合	次に掲げる経費の合計額 （1）運行期間中のタクシーの運行回数 に、13,100 円を上限として補助事業者 が定める貸切タクシーの運賃（3時間 以内の貸切運賃とする。）を乗じて得 た額から当該運行に係る運賃収入の総 額を差し引いた額 （2）チラシの作成、看板の作成、ホーム ページの作成、旅行会社等への広報、 チケットの作成等の実施に必要な経費 （3）前2号に掲げるもののほか、市長が 特に必要と認める経費	10／10

様式第 1 号（第 6 条、第 9 条関係）

鳥取市観光客二次交通運行計画（報告）書

1 二次交通運行事業

（運行の計画（実績））

（1）運行日

（2）運行総日数

（3）運行便・運行時刻

（4）総運行回数

（5）1 台当たり運賃

（6）乗客人員（総数）

（実績報告時は、運行ごとの乗車人員を記した資料を添付すること。）

（7）運賃収入

2 二次交通広報事業

（広報等の計画（実績））

様式第 2 号（第 6 条、第 9 条関係）

鳥取市観光客二次交通運行支援事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算（決算）額	摘 要
計		

【消費税の取り扱い】※いずれか該当するものに○をしてください。
（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が 5 %を超えている公益法人・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度鳥取市観光客二次交通運行支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金について、鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。）
- ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
- ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(別紙)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 事業実施主体名

2 事業実施主体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税 仕入れ				非課税 仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費 の内訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法